

# 住宅用地の特例について

課税される年の1月1日現在で、一般住宅・アパート・マンションなど居住するための建物の敷地となっている土地については、住宅用地の特例※1が適用されます。

上記特例に該当する場合は、納税通知書の3枚目にあります固定資産税課税明細書の「住宅用地区分又は家屋建築年」の欄に「小規模」※2、「小規模、一般」※3と記載されており、既に税額が軽減されています。

**居住用の住居が建っている敷地にもかかわらず「非住宅」と表記されている場合には、資産税課までご連絡ください。**

※要件によっては該当しない場合もありますので詳しくは、資産税課までお問い合わせください。

## ◆固定資産税課税明細書

区分	物件所在地	登記地目又は家屋種類	価格（評価額）		特例後本則課税標準額		住宅用地区分又は家屋建築年
		現況地目又は家屋構造	土地前年度課税標準額		本年度課税標準額		
家屋番号又は共用土地持分		地積又は床面積	軽減等税額		参考税額		
						円	小規模
						円	
						円	小規模、一般
						円	
						円	非住宅
						円	
		m <sup>2</sup>				円	

住宅用地の特例が適用されている場合、「小規模」または「小規模、一般」と表記しています。

住宅用地の特例が適用されていない場合、「非住宅」と表記しています。

※1「住宅用地の特例」とは、居住するための建物の敷地となっている土地の課税標準額（固定資産税を計算する基礎となる額）が軽減される制度で、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて適用されます。（建物の床面積の10倍まで）

### ※2「小規模」：小規模住宅用地

住宅1戸あたり200㎡以下の住宅用地を小規模住宅用地といい、課税標準額は価格（評価額）の6分の1の額となります。

### ※3「小規模、一般」：小規模住宅用地 + 一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。例えば300㎡の住宅用地（一戸建住宅の敷地）であれば200㎡分が小規模住宅用地、それを超える100㎡分が一般住宅用地となります。一般住宅用地の課税標準額は価格（評価額）の3分の1の額となります。

※令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に居住するための建物を建てた場合は、令和7年度から特例の対象となります。

【お問合せ先】 青森市税務部資産税課 土地資産チーム  
☎ 017-734-5205

## 住宅用地の特例について

課税される年の1月1日現在で、一般住宅・アパート・マンションなどの居住するための建物の敷地となっている土地については、住宅用地の特例※1が適用されます。

上記特例に該当する場合は、固定資産税課税明細書の「住宅用地特例又は家屋建築年」の欄に「小」※2、「小一」※3等と記載されており、既に税額が軽減されています。

**居住用の住居が建っている敷地にもかかわらず「非」と表記されている場合には、資産税課までご連絡ください。**

※要件によっては該当しない場合もありますので詳しくは、資産税課までお問い合わせください。

### ◆固定資産税課税明細書

区分	物件所在地	家屋番号	登記地目 又は 家屋種類	現況地目 又は 家屋構造	住宅用地特例 又は 家屋建築年	地積又は床面積
	住宅用地の特例が適用されている場合、 「小」または「小一」と表記しています。				{ 小 小一	m <sup>2</sup>
						m <sup>2</sup>
	住宅用地の特例が適用されていない場合、 「非」と表記しています。				{ 非	m <sup>2</sup>
						m <sup>2</sup>

※1「住宅用地の特例」とは、居住するための建物の敷地となっている土地の課税標準額（固定資産税を計算する基礎となる額）が軽減される制度で、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて適用されます。（建物の床面積の10倍まで）

#### ※2「小規模」：小規模住宅用地

住宅1戸あたり200㎡以下の住宅用地を小規模住宅用地といい、課税標準額は価格（評価額）の6分の1の額となります。

#### ※3「小規模、一般」：小規模住宅用地 + 一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。例えば300㎡の住宅用地（一戸建住宅の敷地）であれば200㎡分が小規模住宅用地、それを超える100㎡分が一般住宅用地となります。一般住宅用地の課税標準額は価格（評価額）の3分の1の額となります。

※令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に居住するための建物を建てた場合は、令和7年度から特例の対象になります。

【お問合せ先】 青森市税務部資産税課 土地資産チーム  
☎ 017-734-5205